

平成26年第1回定例会会議録（第7号）

平成26年3月24日

○出席議員（25名）

1番	森		大	輔	君	2番	三	重	忠	昭	君
3番	手	束	貴	裕	君	4番	野	上	泰	生	君
5番	森	山	義	治	君	6番	穴	井	宏	二	君
7番	加	藤	信	康	君	8番	荒	金	卓	雄	君
9番	松	川	章	三	君	10番	市	原	隆	生	君
11番	国	実	久	夫	君	12番	猿	渡	久	子	君
13番	吉	富	英	三郎	君	14番	黒	木	愛	一郎	君
15番	平	野	文	活	君	16番	松	川	峰	生	君
17番	野	口	哲	男	君	18番	堀	本	博	行	君
19番	山	本	一	成	君	20番	永	井		正	君
21番	三ヶ	尻	正	友	君	22番	江	藤	勝	彦	君
23番	河	野	数	則	君	24番	泉		武	弘	君
25番	首	藤		正	君						

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市	長	浜	田	博	君	副	市	長	友	永	哲	男	君						
副	市	長	阿	南	俊	晴	君	教	育	長	寺	岡	悌	二	君				
水道企業管理者		永	井	正	之	君		総	務	部	長	釜	堀	秀	樹	君			
企	画	部	長	大	野	光	章	君	建	設	部	長	糸	永	好	弘	君		
ONSEN ツーリズム部長		亀	井	京	子	君		生	活	環	境	部	長	浜	口	善	友	君	
福祉保健部長 兼福祉事務所長		伊	藤	慶	典	君		消	防	長	渡	邊	正	信	君				
教	育	次	長	豊	永	健	司	君	政	策	推	進	課	長	稲	尾		隆	君

○議会事務局出席者

局	長	檜	垣	伸	晶	参事兼庶務係長	宮	森	久	住
次長兼議事係長	浜	崎	憲	幸	次長兼調査係長	河	野	伸	久	
主	幹	吉	田	悠	主	査	溝	部	進	一
主	任	波多野		博	主	任	甲	斐	健太郎	

主 任 池 上 明 子 主 事 穴 井 寛 子
速 記 者 桐 生 正 子

○議事日程表（第7号）

平成26年3月24日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 上程中の議案に対する予算特別委員会委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第29号 副市長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 3 報告第 1号 市長専決処分について
- 第 4 議員提出議案第 1号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書
議員提出議案第 2号 微小粒子物質（PM2.5・PM0.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書
議員提出議案第 3号 労働者保護制度の慎重審議を求める意見書
議員提出議案第 4号 伊方原発の再稼働に反対する意見書
- 日程追加 副議長辞職の件
副議長の選挙
- 第 5 議員派遣の件
- 第 6 議会運営委員会委員の選任について

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第6（議事日程に同じ）

日程追加 副議長辞職の件
副議長の選挙

午前 10 時 00 分 開会

○議長（吉富英三郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 7 号により行います。

日程第 1 により、上程中の議案 16 件に対する予算特別委員会の審査の経過と結果について報告を願います。

（予算特別委員会委員長・松川峰生君登壇）

○予算特別委員会委員長（松川峰生君） 報告が少し長くなりますけれども、よろしくお願いいたします。

予算特別委員会は、去る 3 月 5 日、第 1 回市議会定例会本会議において付託を受けました議第 7 号平成 26 年度別府市一般会計予算、ほか予算関係議案 8 件、及び議第 17 号別府市職員の給与に関する条例の一部改正について、ほか条例関係議案 6 件の計 16 議案について審査をするため、3 月 11 日、12 日、13 日、20 日の 4 日間にわたり委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その概要及び結果について御報告いたします。

初めに、副市長、水道企業管理者より、予算関係議案の総括説明が行われた後、会派代表質問、個人質問等を行い、質疑による審査を行いました。

まず、議第 7 号平成 26 年度別府市一般会計予算についてであります。

「職員人件費」に係る学校図書館司書の配置については、当局の説明に対し、教育現場の環境整備は必要不可欠であるとともに、学力向上の取り組みは急務であり、小学校においても配置の必要があるとの質疑がなされ、当局より、中学校への配置実績を検証した後、市長部局と協議したいとの答弁がなされました。

次に、「秘書に要する経費」に係る大分フットボールクラブ出資負担金について、当団体の公益的位置づけや、補助する必要性等の説明がなされました。

委員より、当団体に対する負担金の交付は、公益上の必要性が問題視され、市民理解が得られないとの意見がなされました。

次に、「広報事務に要する経費」においては、中山間地域におけるケーブルテレビ等の放送整備の質疑がなされました。

委員より、市政情報は市民が等しく受けなければならない、災害等の救急時を含めて情報格差があってはならないとの意見がなされました。

次に、「交通体系整備促進に要する経費」に係る生活バス路線維持費補助金について、委員より、生活路線の維持確保は、市民生活において必要不可欠であり、特に中山間地域の生活支援を検討すべきとの質疑がなされました。

当局より、利用者が少ないバス路線の増便は難しい現状にあるが、国の交通政策基本法に基づく市の対策を検討する中で、地域生活を支援するために他の交通手段等も視野に入れ、今後の対策を協議したいとの答弁がなされました。

これに対し委員より、スクールバスを有効利用して中山間地域等の生活支援を行ってはどうかとの意見に対し、当局より、バスの運行計画等を大分運輸局と協議の上、関係機関と検討していきたいとの答弁がなされました。

次に、「し尿処理場春木苑施設整備に要する経費」に係る、施設更新基本構想及び基本計画策定等について、委員より、今後、建てかえ問題検討委員会が設立されるに当たり、今までの地元合意をもとに委員会の検討がなされるのかとの質問に対し、当局より、地元との合意を基礎にし、交流センターの建設を初め、可能な限り合意を実現し、環境に配慮した基本計画を策定したいとの答弁がなされました。

委員より、地域の発展を考慮した基本計画を、幅広い住民理解を得て策定すべきとの意見がなされました。

次に、「観光客誘致・受入に要する経費」に係る、誘客プロモーション事業の内容を見

直したことによる予算額の減額に対し、委員より、観光宣伝は継続することに意味があり、1年弱では事業の効果は出ないのではないのか。事業の検証が終わっていない段階で、見直しを行うことは、妥当ではないとの意見がなされました。

また、来年度については、参加された方の意見を十分反映させるとともに、企画段階から参加していただき、具体的な目標数値の設定と、市民グループの育成により効果的な取り組みを行うべきとの意見がなされました。

次に、「大規模建築物耐震診断・耐震改修等に要する経費」では、委員より、公共施設より優先して営利企業である旅館・ホテルの耐震化を実施する理由を求めたのに対し、当局より、観光産業は、当市の基幹産業であるとともに、災害時には有効的な避難場所となり、公益上必要な事業であるとの答弁がなされました。

また、委員より、基準以下の施設に対しては、補助制度等はなく、自己資金で改修を行うことになり、経営を圧迫することが予想される。よって、より多くの旅館・ホテルが施設改修できるように、国や県と協議すべきとの意見がなされました。

次に、「旧南小学校跡地活用に要する経費」では、委員より、過去PFIによる活用方針等が示されたが、今回のプロポーザル方式による公募の条件設定は、過去の意向調査等をどのように生かしていくのかとの質疑に対し、当局より、図書館施設等を併設した複合型施設を計画していたが、財政負担等を勘案して見直しを行うとの結果となった。今回は、公共施設の建設は行わず、民間活力の導入が選定の前提と考えており、過去とは異なるとの答弁がなされました。

これに対し委員より、南部地区のまちづくりの方針が確定していない現状の中での条件設定は問題があるとの意見がなされたのに対し、当局より、地域でのワークショップにて、地域住民の幅広い意見を聞いた後に条件設定を行うとの答弁がなされました。

委員より、旧南小学校の跡地利用だけではなく、南部地区全体の活性化を見据えた条件設定を地域住民の総意に基づき行うこととの意見がなされました。

「国際観光船誘致促進事業」においては、大型船を受け入れる体制を再度検証し、安定的な効果が得られるよう検討すること。

「道路維持に要する経費」においては、中山間地域の道路整備を計画的に行うこと。

「実相寺中央公園整備に要する経費」においては、野球場の改修を初め、設計や業者選定において十分調査等を行い、効率的な施設とすること。

「高校の統合に要する経費」においては、生徒や保護者に不安を与えないように早い段階での事前説明を行い、丁寧な対応に努めること。

「新エネルギーの普及促進に要する経費」においては、温泉資源の確保や環境への配慮等を示した指導基準及び管理体制の構築を早急に行うこと。

「総合計画策定に要する経費」においては、市長の任期に合わせ、総合計画の策定及び見直しを実施し、事業の効率化を図ること等の意見がなされました。

次に、「中央公民館・市民会館リニューアルに要する経費」においては、施設利用の方向性や利便性または公共施設の再配置等を考慮し、市における市有財産の活用施策の中で、再度検討を行う必要があるとの意見がなされました。

各委員より、慎重審議が必要との意見があり、委員長提案により開会した委員会4日目において、議第7号の一部に、附帯決議を付して採決することの動議が提出され、「中央公民館・市民会館リニューアルに要する経費」においては、耐震補強工事を実施することは妥当と認められるものの、その他の経費については、事業計画が決定した後、議会と協議の上で予算執行を行うことの附帯決議が、採決の結果、全会一致にて決定いたしました。

最終的に、議第7号については、一部委員より反対である旨の意思表示がなされましたが、賛成者多数により、附帯決議を付し、原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

次に、議第 26 号市有地の貸付けについては、扇山ゴルフ場用地に供するための貸し付けに対する質疑がなされ、委員より、議決を行うための判断材料として、貸付先の経営状況や当市に対する貢献度等を具体的な数値で示すべきだとの質疑がなされたのに対し、当局より、当ゴルフ場は、市街地近郊の価値のある施設であり、当市の観光施策においては存続することが好ましいと考えている。貸付先の経営状況においては、今後も注意して状況把握を行っていくとの答弁がなされました。

委員より、当市の所有する持株も含めて今後の方針を明確にすべきとの意見がなされました。

その後、当局より、貸付先の経営状況等の資料が提示された後、委員会 4 日目において、ゴルフ場用地に供するために、株式会社別府扇山ゴルフ場に貸し付ける件については、既に平成 23 年度から 3 カ年にわたり減額貸し付けを実施しており、本来は適正賃料による貸し付けを基本にすべきとの理由により、株式会社別府扇山ゴルフ場においては、平成 29 年 3 月 31 日までに経営改善を確実に実行し、別府市の支援に依存しない自立経営を行うとともに、平成 29 年度からは適正な貸付料を支払うこととの附帯決議を付して採決することの動議が提出され、採決の結果、全会一致にて決定いたしました。

最終的に、議第 26 号については、全会一致により附帯決議を付し原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

続いて、議第 20 号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について、については、採決の結果、一部委員から反対の意思表示がなされましたが、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきと決定した次第です。

次に、議第 8 号平成 26 年度別府市国民健康保険事業特別会計予算、議第 9 号平成 26 年度別府市競輪事業特別会計予算、議第 10 号平成 26 年度別府市公共用地先行取得事業特別会計予算、議第 11 号平成 26 年度別府市公共下水道事業特別会計予算、議第 12 号平成 26 年度別府市地方卸売市場事業特別会計予算、議第 13 号平成 26 年度別府市介護保険事業特別会計予算、議第 14 号平成 26 年度別府市後期高齢者医療特別会計予算、議第 15 号平成 26 年度別府市水道事業会計予算、議第 17 号別府市職員の給与に関する条例の一部改正について、議第 18 号別府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、議第 19 号別府市手数料条例の一部改正について、議第 24 号別府市営店舗の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第 27 号市有地の貸付けについて、につきましては、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案 16 件に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長（吉富英三郎君） 以上で、予算特別委員会委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(15 番・平野文活君登壇)

○15 番（平野文活君） 私は、日本共産党議員団を代表して、議第 7 号、第 20 号に対する反対討論を行います。

まず、議第 7 号平成 26 年度別府市一般会計予算についてであります。

新年度は、任期最後の年の予算ですが、前回、市長選挙で多くの市民が期待をした選挙公約の 1 つである「一般会計からの繰り入れを検討し、国民健康保険税の負担軽減を図る」という公約は、ついに実現されませんでした。これは明らかな公約違反であります。

また、相変わらず特定の同和団体に偏った高過ぎる団体補助金に反対をいたします。

さらに、藤ヶ谷清掃センターへの別府市負担金約 4 億円に反対でございます。この新し

いごみ焼却場については、さまざまな疑惑がつきまといました。

第1は、新施設の入札にかかわる疑惑です。

この入札は、日立造船が208億6,349万円で落札しました。しかし、次点の荏原の入札額は196億1,125万円で、なぜ12億円も高い企業を選んだのかという疑惑が指摘されました。特に維持管理費の入札額は、日立造船が約88億5,000万円、荏原が約60億円ですから、30年間で約41億円も高い企業を選んだことになります。これが、2市1町の財政を圧迫することになります。

第2に、業者選定にかかわる疑惑です。

業者選定委員会には、当初2市1町の現職議員が参加していました。我が党などの指摘を受けて、議員は委員を辞職しましたが、業者選定に参加していたという事実を消すことはできません。

また、選定委員会の運営をめぐる疑惑もありました。経済産業省の総合評価落札方式ガイドブックには、「万人が納得する公正で透明な選定を」として、入札から契約までの流れが示されています。それには、入札後、まず「技術審査」を行い、その後に「開札」をする。しかも技術審査については、「専門性が高い事業については外部審査委員会を活用」という注釈がありました。

ところが、広域圏は、入札と同時に開札し、その後に技術審査をして、その結果、価格の差をひっくり返して日立造船を選んだのです。しかも、ある選定委員は、「私は素人で技術的なことはわからないから、事務局で素案をつくってくれ」などと発言をしております。また、ある委員は、「情報公開で個人名は出さないでもらいたい」などと発言し、公開された議事録も委員名には墨が塗られております。およそ「万人が納得する選定」にはほど遠い審査が行われたのであります。

第3は、日立造船をめぐる疑惑です。

日立造船を含む大手5社は、不正な談合を繰り返してきたという容疑で公正取引委員会から告発され、10年間の裁判の結果、最高裁で有罪判決が確定し、270億円の課徴金が課され、さらに国土交通省から営業停止命令を受けました。最高裁判決が平成21年10月6日、その直後に開かれた選定委員会では、ある委員が、「評価基準の中にコンプライアンスの項目はあるのか」と質問し、事務局が「ありません」と答えています。つまり、不正談合の有罪判決などは、審査の際考慮しなくていいということを議論しているのです。こうして12月2日、業者選定委員会は日立造船を選定しました。

さらに、営業停止命令が出たのは翌年平成22年1月20日で、停止期間は2月4日から18日までの15日間でしたが、広域圏事務組合は、停止期間前の1月22日に仮契約を結び、停止期間が明けた2月25日に広域議会に契約議案を提出しています。最高裁判決や営業停止命令など、どこ吹く風といった対応であります。

第4に、暴力団まで絡んだ入札資格もない業者と特例として随意契約を結び、ついには逮捕者まで出した前代未聞の不幸事まで起こりました。ある元従業員は、警察で、「九州重環と別府環境、そして広域圏事務局の3者が、極秘のうちに事を進めた」と供述しております。こうして、新ごみ焼却場は余りにもひどい利権まみれの施設となったのです。

最後に、全国どこのごみ焼却場でも、見学コースはごみピットや中央制御室をガラス越しに見学できるようになっています。ところが、新施設は、入り口から学習室に直通し、映像だけで学習するようになっております。なぜこんなお粗末な設計になったのでしょうか。それは、余りにも環境問題に配慮していないからです。

平成22年度からプラスチック類を分別収集し燃やさないとした別府市の計画を変更させプラスチック類を燃やし続け、大量のCO₂を出し続けるようにしました。平成24年度で5万8,000トンしか処理していないにもかかわらず、年間6万3,000トンのごみ持ち

込みを予定しております。ごみを減量すればするほど日立造船への支払い額がふえるという、理解しがたい契約内容にもなっております。15年間に88億円もの維持管理費を払った上に、年間1億円を超える売電収入や有価物の販売収入も日立造船の収入になるのです。契約内容の見直しを強く求めます。

最後に、議第20号は、高校授業料無償化を廃止する条例改正案です。これは、高等教育の無償化という世界の流れに逆行するだけでなく、保護者と学校に余分な事務負担をさせるものであり、反対を表明して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長（吉富英三郎君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の議案16件について、順次採決を行います。

上程中の議案16件のうち、議第7号平成26年度別府市一般会計予算に対する委員長の報告は、その一部に附帯決議を付し原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富英三郎君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第20号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富英三郎君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第8号平成26年度別府市国民健康保険事業特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富英三郎君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第9号平成26年度別府市競輪事業特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富英三郎君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第11号平成26年度別府市公共下水道事業特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富英三郎君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第13号平成26年度別府市介護保険事業特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富英三郎君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決

されました。

次に、議第 15 号平成 26 年度別府市水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富英三郎君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 26 号市有地の貸付けについてに対する委員長の報告は、附帯決議を付し原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 10 号平成 26 年度別府市公共用地先行取得事業特別会計予算、議第 12 号平成 26 年度別府市地方卸売市場事業特別会計予算、議第 14 号平成 26 年度別府市後期高齢者医療特別会計予算、議第 17 号別府市職員の給与に関する条例の一部改正についてから、議第 19 号別府市手数料条例の一部改正についてまで、及び議第 24 号別府市営店舗の設置及び管理に関する条例の一部改正について、並びに議第 27 号市有地の貸付けについての、以上 8 件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上 8 件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上 8 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 2 により、議第 29 号副市長の選任につき議会の同意を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 29 号は、市政の重要施策の推進及び諸課題の解決を図るため、中尾薫氏を副市長に選任いたしたいので、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（吉富英三郎君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 29 号副市長の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議第 29 号は、原案に対し同意を

与えることに決定をいたしました。

ただいま、副市長に選任の同意を与えました中尾薫氏から、挨拶したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

(中尾 薫氏登壇)

○中尾 薫氏 ただいまは同意をいただきまして、ありがとうございます。

私の希望は、将来、あしたにつなぐための、小さくても一石になることです。しかしながら、非力、非才、心弱き者ですから、ぐらぐらしたり、先人の労苦を忘れたりするようなどきがあるかも知れません。そのようなときには、私の思いが果たせますように、皆様方から叱咤激励をいただきますように、あわせてお願いいたしまして、私のお礼の言葉とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 次に日程第3により、報告第1号市長専決処分についての1件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

(副市長・友永哲男君登壇)

○副市長(友永哲男君) 御報告をいたします。

報告第1号は、自動車損傷事故ほか2件の和解及び損害賠償の額の決定並びに訴え提起前の和解1件について、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長(吉富英三郎君) 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第4により、議員提出議案第1号2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取り組みへの支援を求める意見書から、議員提出議案第4号伊方原発の再稼働に反対する意見書まで、以上4件を一括上程議題いたします。

まず、議員提出議案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(10番・市原隆生君登壇)

○10番(市原隆生君) 議員提出議案第1号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備
及び地域における取り組みへの支援を求める意見書

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、さらなるスポーツの振興や国際相互理解の促進のみならず、日本全体が活力を取り戻し、地域経済や地域社会の活性化につながる好機としても期待されています。

国民の理解と協力のもと、大会成功に向けて環境整備を進め、地域での取り組みに対して支援する必要性があることから、政府に対し以下の項目について強く要望します。

記

- 1 各国代表選手の事前合宿の誘致、観光プログラムの実施などを通じて、日本全国に東京大会開催の効果が波及するよう努めること。
- 2 共生社会の観点から、オリンピック・パラリンピック両大会の連携に配慮しつつ、パラリンピック選手の国際競争力向上を図るための専用トレーニングセンターを新設するとともに、スポーツを科学的に研究支援する施設の地方拠点を設けること。

- 3 少子高齢社会にある我が国が、大会開催を契機にスポーツの持つ多様な効果を活用し、子どもから高齢者まで健康で生きがいの持てる社会を構築できるよう、特に自治体が進めるスポーツを活用した「まちづくりや地域づくり」に対し支援を行うこと。
- 4 海外からの玄関となる国際空港の機能拡充やアクセス強化に向けた交通インフラの整備、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー環境の促進など、大会終了後も想定した我が国にとって真に必要な社会基盤整備を計画的に実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 3 月 24 日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

総 務 大 臣

文部科学大臣

国土交通大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 1 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 2 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(6 番・穴井宏二君登壇)

○6 番(穴井宏二君) 議員提出議案第 2 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

微小粒子物質(PM2.5・PM0.5)に係る総合的な対策の推進を求める意見書

我が国では、大気汚染防止法や自動車NOx・PM法による規制等により大気環境の保全に努めてきており、二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)などの濃度は大きく改善してきています。

一方で微小粒子状物質(PM2.5・PM0.5)は、疫学的知見が少なく、曝露濃度と健康影響との間の一貫した関係が見出されていないことから、大きな課題となっています。

また、平成 25 年 1 月以降、中国において深刻なPM2.5・PM0.5による大気汚染が発生し、我が国でもその越境汚染による一時的な濃度の上昇が観測されたことにより国民の関心が高まっており、PM2.5・PM0.5による大気汚染に関して包括的に対応することが求められていることから、政府に対し以下の項目について強く要望いたします。

記

- 1 PM2.5・PM0.5の発生源の実態や構成成分の解明をした上で、法律に基づく国民にわかりやすい注意発令の仕組みを整備するとともに、環境基準を維持できるよう国

内外の発生抑制対策を推進すること。

- 2 国と地方自治体との連携を強化し、情報共有を図りながら、モニタリング体制の整備を推進すること。
- 3 PM2.5・PM0.5による肺機能や呼吸器系症状等への健康影響に関する調査研究を進めるとともに、研究結果に基づく指針等の見直しについては、速やかに実施できる体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月24日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

厚生労働大臣

環境大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(吉富英三郎君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第2号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉富英三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(7番・加藤信康君登壇)

○7番(加藤信康君) 議員提出議案第3号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

労働者保護制度の慎重審議を求める意見書

我が国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」です。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で、安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。

それにもかかわらず、今、政府の有識者会議である産業競争力会議や規制改革会議では、「成長戦略」の名の下に、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラーイグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論が行われています。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは無意味です。むしろ政府が掲げる「経済の好循環」とは相反する動きであるといえます。

また、政府の有識者会議の議論は労働者保護ルールそのものにとどまらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害関係の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。こうした提言は、国際基準からも逸脱したもの

と言わざるを得ません。

こうした現状に鑑み、本議会は国及び政府に対して下記の事項を強く求めます。

記

- 1 不当解雇として裁判で勝訴しても、企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある「限定社員制度」の普及、長時間労働を誘発する恐れのある「ホワイトカラーイグゼンプション」の導入などは行わないこと。
- 2 派遣労働の無条件拡大ではなく、派遣労働者の低賃金や低処遇を改善し直接雇用に道を開く法改正を行うこと。
- 3 雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義にのっとり、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年3月24日

大分県別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済再生担当大臣

内閣府特命担当大臣（規制改革） 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（吉富英三郎君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第3号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富英三郎君） 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、議員提出議案第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（12番・猿渡久子君登壇）

○12番（猿渡久子君） 議員提出議案第4号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

伊方原発の再稼動に反対する意見書

いまだに福島第一原子力発電所事故の収束の見通しが立たない中、核燃料を冷却するための汚染水は日々増加し、地下水が日量400トン流れ込み、その一部は海に流れ込んでいく状況である。溶解した核燃料は、瞬時にして死に至る放射線を出し続けており、今後十数年間冷却し続けた後、取り出す計画になっている。この間、日量2億4,000万ベクレルという放射性物質が大気中に放出され、汚染水もますます増加すると思われる。

どんな世論調査でも、原発の今後について「今すぐ廃止」「将来は廃止」を合わせると

7割から8割に上っている。

このような中、四国電力は、伊方原子力発電所3号機の再稼動に向け、原子力規制委員会に対し新規制基準への適合審査を求める申請を行っている。しかし、新規制基準は、福島第一原子力発電所の事故要因が明らかになっていない中で策定されており、重大事故に対する立地評価もなされていないのが現状である。

大分県の対岸にある伊方原子力発電所では、新たな活断層の存在が指摘されている。さらに、内閣府が発表した南海トラフ地震の被害想定では、死者数が最大で32万人、大分県でも1万7,000人に上るとされている。原子力発電所事故が起きた場合、対岸に位置し78キロほどの距離にある別府市もその影響をまともに受けることになる。

よって、国及び政府におかれては、伊方原子力発電所の再稼動を認めないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月24日

大分県別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（吉富英三郎君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第4号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉富英三郎君） 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（吉富英三郎君） 再開いたします。

先ほど、副議長荒金卓雄君から、私宛てに副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。荒金卓雄君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、荒金卓雄君の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、これより選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

これより、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議 場 閉 鎖）

○議長（吉富英三郎君） ただいまの出席議員数は、25 人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投 票 用 紙 配 付）

○議長（吉富英三郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投 票 箱 点 検）

○議長（吉富英三郎君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順に順次投票を願います。

（投 票）

○議長（吉富英三郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議 場 開 鎖）

○議長（吉富英三郎君） これより開票を行います。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 5 番・森山義治君及び 9 番・松川章三君を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

（開 票）

○議長（吉富英三郎君） 選挙の結果の報告をいたします。

投票総数 25 票、これは先ほどの出席議員数と符合いたしております。

そのうち、

有効投票 25 票

有効投票中、

6 番 穴井宏二君 23 票

12 番 猿渡久子君 2 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、7 票であります。

よって、穴井宏二君が、副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました穴井宏二君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、副議長に当選の旨を、口頭をもって告知いたします。

〔新旧副議長挨拶〕

○議長（吉富英三郎君） ここで、新旧副議長より、それぞれ退任と就任の御挨拶を願います。

（旧副議長・荒金卓雄君登壇）

○旧副議長（荒金卓雄君） 副議長退任に当たりまして、一言御礼の言葉を申し上げます。

昨年3月より、副議長という重責を受け、円滑な議会運営と市民に開かれた議会を目指して、微力ながら努力してまいりました。この間、吉富議長を初め議員各位、浜田市長をトップとする執行部の皆様方、そして議会事務局の皆様方には、大変にお世話になりました。おかげをもちまして、この1年間、何とか職務を全うすることができたのではないかと思います。本当にありがとうございました。（拍手）

今後も、一議員として別府市勢の発展のため頑張つてまいりますので、さらなる御指導・御鞭撻をお願いいたしまして、退任の御挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

（新副議長・穴井宏二君登壇）

○新副議長（穴井宏二君） 副議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様方の御推挙を賜りまして、国際観光温泉文化都市・別府市議会副議長に就任させていただくことになりました。心から感謝御礼を申し上げるものでございます。

副議長という重責を担うことになりましたが、微力ではございますが、議員皆様方の温かい御支援を仰ぎつつ、また浜田市長を初め執行部の方々、議会事務局並びに報道関係者の方々の御協力を賜りまして、吉富英三郎議長とともにしっかり補佐をして、別府市議会の円滑な運営と別府市政の推進に全力を尽くす決意でございます。

今後とも皆様方の御指導・御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、就任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

〔市 長 挨 拶〕

○議長（吉富英三郎君） 市長より御挨拶がありますので、お願いいたします。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 一言お礼とお喜びを申し上げたいと思います。

荒金卓雄副議長におかれましては、昨年の3月に副議長に就任をされて以来、吉富英三郎議長を補佐しながら、別府市勢の発展と市民福祉の向上に大変な御尽力をいただきました。行政を代表いたしまして、この場をお借りして、厚く感謝とお礼を申し上げますとともに、今後とも別府市勢のさらなる飛躍、発展のために一層の御尽力を賜りますように、心からお願いを申し上げます。

また、ただいま、大多数の皆さん方の御支持をいただきまして新副議長に就任をされました穴井宏二議員におかれましては、今日までの豊富な経験と知識を十二分に発揮いただきまして、民主的な議会運営にその手腕を発揮していただき、あわせて市勢発展並びに住民福祉の向上のためにお力添えをいただきますように心からお願いを申し上げまして、お祝いとお礼の御挨拶にさせていただきますと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（吉富英三郎君） 次に日程第5により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員から申し出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、各議員から申し出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。

次に日程第6により、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、

- 1 番 森 大輔君
- 9 番 松川章三君
- 10 番 市原隆生君
- 11 番 国実久夫君
- 12 番 猿渡久子君
- 17 番 野口哲男君
- 19 番 山本一成君
- 20 番 永井 正君

以上8名の方々を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上8名の方々を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（吉富英三郎君） 再開いたします。

議会運営委員会は、休憩中に委員会を開会いたしましたので、その結果について委員長から御報告願います。

（議会運営委員会委員長・永井 正君登壇）

○議会運営委員会委員長（永井 正君） 議会運営委員会は、休憩中に委員会を開催いたしましたので、その審査結果について御報告を申し上げます。

最初に、正副委員長の互選を行いましたが、委員長には私、永井正が、副委員長には山本一成議員が選任されましたので、よろしくお願いを申し上げます。

引き続き、当議会運営委員会の今後の運営等について協議の結果、議会運営委員会の委員会活動は、地方自治法等の定めにより、原則的に議会の開会中に限られることになっておりますが、議会運営委員会の所管事項の中には、次の定例会の日程調整等の事項があり、これらの事項は当然議会の閉会中に処理しなければならないものであるところから、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、全員異議なく議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査に付することに決定をいたしました。

以上、先ほど開催いたしました議会運営委員会の審査結果についての御報告を申し上げましたが、何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（吉富英三郎君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告は、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の制定、改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、議会運営委員

会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査としたいとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の制定、改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

〔議 長 挨 拶〕

○議長（吉富英三郎君） ここで、このたび、副市長を退任されることになりました友永副市長、阿南副市長に対し、市議会を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。

友永副市長におかれましては、管理職として企画、総務部門はもとより、教育部門では平成10年に大分県で開催されました第13回国民文化祭の陣頭指揮を初め、本市の生涯学習の推進に取り組まれるとともに、介護保険事業の創設期にも尽力されるなど、福祉、環境といったあらゆる市の要職を歴任され、平成20年3月に総務部長を最後に定年退職後、別府市社会福祉協議会理事を経て、同年7月から別府市副市長に就任されました。

阿南副市長におかれましては、長年にわたり本市の適正な選挙事務執行に従事されるとともに、福祉においては、懸案であった公立保育所の再編計画に精力的に取り組まれ、子育て支援センターの設立にも多大な貢献をされ、また人事行政においては、人材の育成に御努力され、浜田市長が提唱する「ONSENツーリズム」の推進に初代の担当部長として全力投球され、平成22年3月に福祉保健部長を最後に定年退職とともに、同年の4月から別府市副市長に就任されました。

こうして友永副市長、阿南副市長のお二人は、その長年にわたり積み重ねてこられた豊富な行政経験を生かされ、市長を補佐するとともに浜田市長の2期目から3期目の今日までを支え、その重責を存分に全うされるとともに、市職員の指導・育成に努められたことに対し、衷心より敬意を表する次第であります。

今議会を最後に退任される両副市長におかれましては、今後とも市勢発展のためお力添えをいただきますとともに、なお一層御多幸・御健康でありますように心からお祈りを申し上げます。意は尽くしませんが、お礼の言葉といたします。

〔退 任 挨 拶〕

○議長（吉富英三郎君） それでは、このたび退任されます両副市長から、御挨拶を願います。
（副市長・友永哲男君登壇）

○副市長（友永哲男君） 退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

5年9カ月という副市長の責務を全うできましたのも、議員各位を初め多くの皆様の支えがあつてのことと、心から感謝を申し上げます。御指導や御助言、時には厳しい叱咤もちょうだいしましたが、全てが心に響く貴重な支えであつたと感じております。

地方行政は、民主主義が確立されてからきょうまでの流れの過程と、その時代の社会環境や経済状況、時代に即した一人一人の対応が横糸となって連綿と織りなされております。また、心を込めることを「心入れ」と申しますが、昨今、その心入れが希薄になっています。年長者の豊富な経験や知恵を生かし切れず、若者に遠慮して時代に迎合する優しい人がふえているような気がしております。優しいということで毅然とした目を失うことがあつてはなりません。言うときにはきちんと、示すべきときには規範をきちんと示す。これこそが時代が求める真の優しさと思います。

これからの地方行政に任せる役割は、さらに複雑多様化し、個々に求められる能力もますます高度なものになってまいります。同時に、市町村自体としてもその存在意識が問わ

れてくるでしょう。一人一人が真の心入れを大切にして、常に前向きな姿勢で艱難辛苦を乗り越え、見事な横糸を織り交ぜた別府市の未来を織り上げていただきたいと御期待申し上げます。簡単粗辞でございますが、退任の御挨拶とさせていただきます。

大変長い間、ありがとうございました。（拍手）

（副市長・阿南俊晴君登壇）

○副市長（阿南俊晴君） 退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは、吉富議長様から過分なるねぎらいのお言葉をいただきまして、まことにありがとうございました。

3 月末日をもちまして、任期により退任をいたすこととなりました。平成 22 年 4 月、市議会の御同意をいただきまして副市長に就任をいたしました。浜田市長の提唱します「住んでよし、訪れてよしの O N S E N ツーリズムのまちづくり」を初め、本市の行政諸課題に私なりに真摯に取り組んでまいりましたが、補佐役として十分でなかったこともあったと存じます。浜田市長を初め議員の皆様方、また多くの職員の皆さん、また多くの関係者の御指導と御厚情を賜りまして職責を終えることができますことを、心より感謝を申し上げます。別府市政の一端を担う機会を与えられましたこと、さまざまな分野におきまして多くの方々と出会えたことは、私にとりまして貴重な財産となりました。

これからは、一市民として微力ではございますが、別府市の発展に協力してまいりたいと思っております。

4 月 1 日から別府市も市制施行 90 周年の節目の年を迎えます。100 周年に向けまして、さらなる飛躍・発展、また繁栄されますことを心から願っております。

別府市議会の今後ますますの御発展と、議員皆様方の御健勝、さらなる御活躍を御祈念申し上げます。思いは尽くせませんが、退任に当たりお礼の挨拶とさせていただきます。

長い間、大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。以上で平成 26 年第 1 回別府市議会定例会を閉会したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上で平成 26 年第 1 回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 39 分 閉会